

基本診療料の施設基準に関するご案内 医療生協かながわ生活協同組合 藤沢診療所

■ 明細書発行等体制加算

当診療所では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進する ために、原則として「個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書」を無料で発行しています。明細書には、受けた検査や注射した薬剤の名称や数量などが記載されます。保険点数 1 点につき 10 円です。

なお、「個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書」を希望されない方は、受付職員までお申し出ください。

明細書等発行体制加算：1 点

■ 医療情報取得加算・医療 DX(デジタルトランスフォーメーション) 推進体制整備加算

当診療所では、医療 DX による質の高い診療を目指しています。

- ・ オンライン資格確認を行う体制を有している
- ・ オンライン資格確認等システムの活用により取得した医療情報を活用できる体制を有している
- ・ 調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有している

電子的診療情報連携体制整備加算 2

【初診時 月 1 回】：4 点

【再診時 月 1 回】：2 点

○2026 年 9 月より加算算定開始予定

○ レセプト件数ベース 34%【2026 年 4 月】

■ 一般名処方加算

一般名処方とは医薬品の有効成分に係る一般的名称による処方のことで、医師が先発とか後発(ジェネリック)とかいった個別の医薬品名(銘柄)を指定しません。

当診療所では、医薬品の供給状況(出荷制限や自主回収など)を踏まえつつ、適時、一般名処方を行っています。

なお、2024 年 10 月より長期収載品について医療上の必要性が認められない場合に患者さんの希望で処方した場合は、調剤薬局での会計が増えます(選定療養費)。

一般名処方加算 1：8 点

※ 交付した処方箋に含まれる医薬品のうち、後発医薬品のある全ての医薬品(2 品目 以上に限る)が一般名処方された時。

一般名処方加算 2：6 点

<2026 年 6 月 1 日 改定>